

## 令和6年度農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務仕様書

### 1. 委託業務名

令和6年度農山村活性化「しがのふるさと支え合いプロジェクト」等支援業務

### 2. 業務の目的

琵琶湖を取り巻く中山間地域（農山村）は、食糧生産の場であるばかりでなく、日本の原風景ともいえる美しい景観を呈し、洪水などの災害から国土を守るとともに、様々な生き物の命を育むなど多様な役割を果たしている。しかしこれらの地域では、人口減少や高齢化が進み、耕作放棄地が増加し、伝統文化の継承等が難しくなりつつあるが、住民の力だけで農山村を維持するのは困難な状況である。

そこで、企業や大学、NPO 法人といった多様な主体と集落等による活性化に向けた協働活動を支援する「しがのふるさと支え合いプロジェクト（以下プロジェクト）」を推進し、中山間地域における新たな活性化を図ることを目的として、標記業務を行うものとする。

#### 【参考】

しがのふるさと支え合いプロジェクト

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/316026.html>

### 3. 委託場所と期間

場所：滋賀県内全域を基本とするが、県と協議のうえ県外で行う場合もある。

期間：委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### 4. 業務の内容

<中山間ふるさと農村支え合い事業>

#### a. 情報発信と登録促進

##### (1) 目的

プロジェクトを拡大するためのPRツールを作成し、それらを活用しつつ情報発信と登録促進活動を行い参加企業や大学を確保する。

##### (2) 委託内容

#### ①定期情報発信資料（さとのかぜ通信）の作成

協定締結団体の協働活動状況を取材して情報発信チラシを年1回作成する（A3カ

ラー両面 3,000 部を目安とし、協議のうえ決定する)。

12 月上旬の納品を目安とするが、場合によっては変更する可能性がある。

## ②協定締結地区紹介資料の作成

令和 4 年度に協定を締結 2 地区 (多賀にんじんクラブ・甲賀市上の平) および令和 5 年度に協定を締結した 6 地区 (大津市南比良・甲賀市牛飼・湖南省東寺・甲良町長寺・多賀町八重練・高島市南深清水) の協働活動等を取材し、紹介資料を作成する。フォーマットは既存の紹介資料 (A4 カラー両面) を基本とし、印刷枚数は 1 地区につき 300 枚とする。取材後 1 か月を目安に、2 月上旬までに順次納品することを基本とするが、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

## ③協定締結地区 PR 資材作成等

令和 6 年度協定締結地区の活動を紹介する A1 パネル (ポスター+額縁) を 6 枚程度作成するとともに、A2 ポスターを 18 枚程度印刷する。また、協定書掲示用の A3 額縁を 12 枚程度準備する。ただし、数量等は場合により変更の可能性がある。

その他、協定締結式開催に必要な資材等を協議のうえ決定し準備する。11 月~12 月を納品を目安とするが、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

## ④制度 PR パンフレットの改訂

既存のパンフレットデータについて、令和 6 年度までの協定締結団体の情報を更新し印刷する。A4 カラー観音折り 3,000 部を目安とし、納品日等の詳細は協議のうえ決定する。

## ⑤企業等への登録依頼活動

企業、大学等に対して、PR 資料や Web や SNS 等を活用して支え合いプロジェクトを PR するとともに、登録促進活動を行う。登録団体数の目標数は 2 団体とする。

## b. 集落等の登録拡大とマッチングの推進および協定締結団体の協働活動促進

### (1) 目的

地域活性化活動のノウハウを有する専門家によるコンサルティングの機会を設けることで、集落等のプロジェクトへの登録促進を図るとともに、マッチングの推進や、協定締結団体の協働活動の発展を図る。

また、研修会など地域活性化に資する情報の発信を行う。

### (2) 委託内容

#### ①集落等の登録促進支援

プロジェクトに興味を持つ集落等に対して、企業や大学等と連携した地域活性化活動の進め方を助言する専門家を必要に応じて派遣し、プロジェクトへの取組意欲を高める。2回程度のコンサルティング実施を目安とし、必要に応じて回数等を調整する。

また、新規登録集落の取材を行い、マッチング等に使用する集落紹介資料と活動計画を作成する。対象は2集落程度とし、紹介資料はA4両面カラーで300部作成し、様式・ファイル形式は任意とする。納品時期は協議のうえ決定する。

#### ②登録団体のマッチング支援

登録団体の中からニーズが一致する団体を選び、事前調整を行った上で、必要に応じて地域活性化に関するコンサルティングノウハウを有する専門家の同席のもとマッチングを実施する。2回程度のマッチング実施を目安とし、必要に応じて回数等を調整する。

#### ③協定締結団体の協働活動促進とプロジェクトの推進

令和5年度までに協定を締結した団体の協働活動の活性化を図るため、必要に応じて地域活動のノウハウを有する専門家によるコンサルティングを実施する。2回程度の実施を目安とし、必要に応じて回数等を調整する。

#### ④地域活性化に資する情報の発信

協定締結団体やプロジェクトに関心がある団体に向けて、随時、研修会など地域活性化に資する情報の発信をメール等で行う。

### c. 交流会の開催

#### (1) 目的

協定締結団体の協働活動のステップアップやプロジェクトの拡大促進を図るため交流会を開催する。

#### (2) 委託内容

平成30年度～令和5年度までの協定締結団体や、プロジェクトへの参加が期待される団体等を対象に、交流会を年1回開催する。内容は参加者の交流とあわせて、SNS等による情報発信力の強化やHPの作成、クラウドファンディングの実施にかかるノウハウ等、地域活性化に役立つ企画を実施する。時間は13時～16時の3時間程度とする。業務にあたっては下記事項を実施する。12月上旬頃の開催を基本とするが、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

- ・開催要領やカリキュラムおよび講師、会場等の企画
- ・案内チラシの作成、周知  
A4両面カラーで作成し、電子データのための納品とする。  
周知は県と分担して実施する。  
チラシは開催の2カ月前までに納品する。
- ・参加とりまとめ、名簿の作成
- ・会場、機材・資料等準備、講師等調整
- ・当日運営、安全管理、写真・動画撮影
- ・参加者アンケート実施、とりまとめ等

### (3) その他

- ・参加者からの負担金は基本的には徴収しない。
- ・発注者との協議を通じて内容や会場、参加者募集方法等を決定する。

## 5. 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

### (1) 数量等

#### ①報告書（印刷物およびUSB）

- ・印刷物 正副2部（A4版ファイルに綴じる）  
USB 正副2部
- ・打合せ記録簿を作成し添付すること。
- ・成果物の電子データの内容により、CD-R等の記憶媒体での提出を求めることがある。
- ・書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。

#### ②定期情報発信資料（さとのかぜ通信）

- ・印刷物 3,000部（A3カラー両面）。
- ・12月上旬を目安に納品。

#### ③令和4年度および令和5年度協定締結地区紹介資料

- ・印刷物 300部×8地区分（A4カラー両面、既存フォーマット利用）
- ・令和4年度：2地区、令和5年度：6地区について、取材後1か月を目安に、2月上旬頃までに順次納品。

#### ④令和6年度協定締結団体活動紹介パネル

- ・パネル A1：6枚程度、ポスターA2：18枚程度とするが場合により変更の可能性はある。

・11月～12月を目安に納品。

⑤制度PRパンフレット

・印刷物 3,000部（A4カラー観音折り）

・納品日は協議のうえ決定。

⑥新規登録集落紹介資料

・印刷物 300部×2地区程度（A4カラー両面、既存フォーマット利用）

・納品時期は発注者と協議のうえ決定。

⑦交流会の案内チラシ

・電子データ（A4カラー両面）。

・開催日の2ヶ月前までに納品。

(2) 納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課（〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1）

6. 著作権等

(1) 成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。

なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。

(4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。

(5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

7. 業務の遂行について

(1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。

(2) 業務の遂行にあたり、受託者は連絡調整者を1名以上配置し、県と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする。なお、本業務の実施にあたっては、滋賀県におけるしがのふるさと支え合いプロジェクト、中山間地域農業等直接支払

制度等の内容を十分習熟したうえで行うこととする。

## 8. 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受託者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受託者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響すると発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受託者の負担において実施するものとする。

## 9. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症等について、滋賀県における新型コロナウイルス感染拡大防止策等を参考に、適宜必要な感染予防策を講じることとする。
- (10) 新型コロナウイルスの影響等によって対面での実施等が困難な場合は、WEB会議ツールの利用等による代替措置等について、県と協議したうえで行うこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生

した場合は、速やかに県と協議を行うこと。

(12) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

10. 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

(3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。

# 不当介入 [ 不当要求 業務妨害 ] 事案通報書

滋賀県  
滋賀県

警察署長 様  
様

(報告者)

※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
-----------	-----------------

請負者	所在地	(本社) TEL( ) - FAX( ) -	
		(現場事務所) TEL( ) - FAX( ) -	
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL( ) -
		(対応者) ・所属会社名	TEL( ) -
		・氏 名	
	・役 職		
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL( ) - FAX( ) -	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	[元請・下請]		
	[下請の場合、現場事務所の所在地]	TEL( ) - FAX( ) -	
工事件名			
不当介入の内容 被害の状況			
警察への通報 状況	警察への通報	有 ・ 無	
	通報先警察署名	( 滋賀県 警察署 課 )	
	通報日時	令和 年 月 日 時 分頃	

注)1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。  
 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。  
 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。  
 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。